

休眠預金等活用法に係る預金共通規定

金沢信用金庫

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、金沢信用金庫にて取扱う以下の預金をいい、その預金取引を「各種預金取引」といいます。

<各種預金>

当座勘定、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、ダイヤモンド定期、スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金、積立定期預金、定期積金

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、各種預金取引について、当金庫ホームページに掲げる事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当金庫ホームページの「休眠預金等のお取り扱いについて」に掲げる異動が最後であった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返戻されたときを除く。）に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由は、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 当金庫ホームページの「休眠預金等のお取り扱いについて」において異動事由として掲げる事由
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返戻されたときを除く。）に限ります。
- ③各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日
- ④総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ①当金庫が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、改定内容をホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以上
(平成30年1月1日)